

越前市と南越前町との新斎場整備事業に係る連携協約

越前市（以下「甲」という。）と南越前町（以下「乙」という。）とは、新斎場整備事業の実施に向けて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が設置する斎場を一箇所に集約することによってコスト低減を図り、甲及び乙の住民が共用する新斎場の整備事業に連携して取り組むことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条の取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する事業内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する新斎場整備事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新斎場整備のための設計、工事等
- (2) 越前市斎場の解体工事等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙の連携が必要となる事務

2 前項の事業における甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（建設位置）

第4条 新斎場を整備する位置は、現在の越前市斎場の所在地である越前市春日野町第105号1番地とする。

（費用負担）

第5条 新斎場整備事業に要する費用に係る甲及び乙の負担金は、当該費用に次の負担割合を乗じて得た額とする。

負担割合＝甲又は乙の令和2年度国勢調査人口（以下「国勢調査人口」という。） / （甲の国勢調査人口＋乙の国勢調査人口）

2 前項の規定にかかわらず、越前市斎場解体工事及び付随する費用に係る甲及び乙の負担金は、当該費用に次の負担割合を乗じて得た額とする。

負担割合＝甲又は旧南条町＋旧河野村の国勢調査人口 / （甲の国勢調査人口＋旧南条町＋旧河野村の国勢調査人口）

（今庄斎場の廃止等）

第6条 乙は、新斎場の供用開始日後に今庄斎場を廃止するものとする。

2 乙は、新斎場の供用開始日から5年以内に今庄斎場を除却するものとする。

（連絡会議）

第7条 甲及び乙は、この連携協約に係る新斎場整備事業の情報共有及び調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

（変更及び廃止）

第8条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙が協議するものとする。

この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

（その他）

第9条 この連携協約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月8日

甲 福井県越前市府中一丁目13番7号
越前市
越前市長 山田 賢一

乙 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町
南越前町長 岩倉 光弘

別表（第3条関係）

取組	甲の役割	乙の役割
新斎場整備事業に係る取組	新斎場整備事業に、乙と連携して甲が中心となり、新斎場の供用開始が行えるように、新斎場建設工事、付随する業務及び越前市斎場解体工事等に取り組む。	新斎場整備事業に、甲と連携して取り組む。